

令和4年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年3月9日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第14号 指定管理者の指定について
- 日程第 2 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第16号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第17号 御宿町耐震改修促進計画の改定について
- 日程第 5 議案第18号 町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第19号 令和3年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第20号 令和3年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第21号 令和3年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第22号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第10 議案第23号 令和4年度御宿町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和4年度御宿町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第27号 令和4年度御宿町一般会計予算（説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

| | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 岡本光代君 | 2番 | 田中とよ子君 |
| 4番 | 土井茂夫君 | 5番 | 立野暁広君 |
| 6番 | 藤井利一君 | 7番 | 貝塚嘉軼君 |
| 8番 | 高橋金幹君 | 9番 | 伊藤博明君 |

10番 堀川賢治君

11番 北村昭彦君

12番 滝口一浩君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 町長 | 石田義廣君 | 教育長 | 前森勤君 |
| 総務課長 | 殿岡豊君 | 企画財政課長 | 金井亜紀子君 |
| 産業観光課長 | 渡邊和弥君 | 教育課長 | 吉野信次君 |
| 建設環境課長 | 渡辺晴久君 | 税務住民課長 | 齋藤浩君 |
| 保健福祉課長 | 田邊義博君 | 会計室長 | 大竹伸弘君 |

事務局職員出席者

事務局長 埋田禎久君 主 事 市川可奈君

◎開議の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーテーションを置きました。このため、議案説明及び質疑応答については着席したままで発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話類は使用できませんので、電源をお切りください。

(午前 9時32分)

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

産業観光課長より議案の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 議案第14号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、御宿町観光案内所の管理業務について指定管理者の指定を行うものです。

指定管理者の指定につきましては、観光案内所の管理業務を平成22年の開設から現在に至るまで一般社団法人御宿町観光協会を指定している状況であるほか、観光協会が通常行っている観光案内やイベント情報、宿泊施設の紹介などの情報が観光案内所における案内業務の情報内容の大半を占めており、施設運営のノウハウや情報発信など効果的な運営が期待できることから非公募方式により観光協会を指定いたしました。

指定管理者の候補者の選定につきましては、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に係る条例第4条の規定により、去る2月1日に指定管理者選定委員会を開催し管理能力等

の内容を審査した結果、評価基準を満たしておりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。指定管理を行わせようとする公の施設の名称は御宿町観光案内所、内訳といたしましては御宿駅前観光案内所及び月の沙漠複合インフォメーションとなります。指定管理となる団体の名称は一般社団法人御宿町観光協会、指定の期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

指定管理者の指定ということで、一般社団法人御宿町観光協会さん、観光立町御宿の非常に大事な役割を長らく担っていただいているということですが、このコロナ禍の状況において非常に経営的にも運営的にも厳しい状況になっているという話も聞こえてきております。町として、従来、コロナ以前とに比べてその経営状況等々がどのような状況になっているのか、町としてどのように認識されているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 今の観光協会の経営状況ということでございますが、資料の中でいただいた中身を精査させていただいたんですが、現在コロナ禍でございまして観光協会の行っている宿泊案内業務また駐車場の収入等につきまして、コロナ禍で収入が落ちている状況ではございます。その中で審査した結果、経営の改善を行う中で観光協会自体の業務、事業を進めていく中では今後もやっていけるということで経営判断をさせていただいたところです。経営状況はコロナ禍でちょっと厳しい状況にあるということで認識しております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 厳しい状況を町も認識いただいているというところで、その支援とかサポート等に関しては、ちょっと指定管理とは間接的になってしまうかもしれませんが、その辺についてももしお聞かせいただければ、お願いします。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 経営状況、観光協会が厳しい中での支援ということでございますけれども、観光協会と連携いたしまして誘客事業等コロナの交付金事業等使いまして協会

のほうに積極的に業務を行っていただくということで進めている状況でございます。

その中で少しでも改善をしていただければということと、あと企業努力ということも含めまして支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

9番、伊藤さん。

○9番（伊藤博明君） ちょっと聞きたいんですけども。

例えばこの御宿町の一般社団法人の観光協会にしましたけれども、これにしたいきさつがありますよね。我々も岬にちょっと研修に行って勉強して、それでやっぱり、ただの観光協会じゃいけないだろうということで、そうさせましたよ。だけど私、こうやってずっと見ていると、ずっと同じことやっていますよ。町の指定管理者になって全部、全部おんぶにだっこでやりますよ。彼らに私らは観光協会に汗をかかせようとして、自分らの努力もさせようと思ってしたことなんです。それが一つもそういう努力の結果がない、今までね。そういう、町がみんな与えたものにただやってるだけじゃ、これじゃ誰だってできますよ、正直言って。そういう、ちょっと厳しいところをつくらなくちゃいけないんじゃないんですかね。

何でも与えられてやる、まして地方の駐車場なんかいけばどういふふうになってるんだか、私なんか分からないけれども、今イベントになんかに町も使っているとかって言われるけれども、観光協会に駐車場の管理を委託しているとかという話もありますけれども、そういう細かなところが全然分かってない、こっちは。この辺で御宿町だけです、今駐車場とかに取ってるんだから、これで利益上がって、いろんなイベントやるのもそれは結構、いいことです。それで必要だったらいいかも分かんないけれども、1,000円もかかるなんて、御宿行ったらしょうがないよ、それで。最近御宿までは、それは遠いですよ、この10年、20年というのはね。最近いすみ市が随分テレビでやっています、この五、六年前から。そういうのもやっぱり、人を見て我がふり直せじゃないけれども、町長、もう少し自分らで汗かくことを覚えさせなくちゃいけないですよ。そのためにやったことなんですから。

だけど、御宿町観光協会ってくつついちゃっていると、これに誰も、入札で入ってくる人間は誰もいないでしょうよ。でも、いずれはやっぱりそういうことも起きるかも分からないね。これ、どういう制度でやっているのか、入札なんかでやっていないと思うけれども、今までないからね。だけど、そういうふうにしろと言われたらもうしょうがないもんね。その辺の努力ですよ、観光協会の。そういう努力が全然ない。それを言いたいんです、私は。

もう少し課長からも厳しく言って。駄目だというんじゃないんですよ。厳しく言って、もう少し自分らで汗をかくようにさせなきゃ。自分らでやることが一つもないもん。全部町のことじゃないですか。ただそれだけです。

ありがとうございます。

いいですよ、すぐに答弁なんかできやしないんだから。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 貴重な意見ありがとうございます。

観光協会のほうと連携はするんですけども、企業でございますので自助努力ということで、今後連携しながら進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

1番、岡本さん。

○1番（岡本光代君） 1番、岡本です。

観光協会の事業の中で駐車場の料金を徴収するということを今されていますよね。それで、苦情じゃないんですけども、停める方が観光協会の方って分からないで来られるんですけど。それで、料金を払っても領収書をくれないということを言われているんですね。やっぱり、そうやって町の施設じゃないけれども、駐車場管理者として、やっぱりそういう管理者と分かる格好で領収書も発行するような形を取っていただけるように指導していただけたらと思います。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） ただいま駐車場の管理の件ということの質問だと思いますけれども、駐車場の管理につきましては町の委託している中央駐車場と浜の一部なんですけれども、そこについては帽子とベストを着て分かるようにということで、委託管理をお願いしている観光協会のほうには言っていて、現状帽子とジャケットを着ています。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑。

町長どうぞ。

○町長（石田義廣君） いろいろご意見いただきまして、伊藤議員さんにもありがとうございました。また、岡本議員さんありがとうございました。

一般社団法人御宿町観光協会の目指すところは独立ということであると思っておりますので、そういう意味で努力が足りないという厳しいご意見をいただきました。また、観光協会職員のその

姿というか、身なりというか、服装ですか、やはりご指摘いただいたように、しっかりと観光地らしい形で対応するということが基本的なことであると思いますので、この辺は町としても指導機関としてきちんとしていきたいと思えます。

やはり、いろんな面で観光協会は御宿町観光の中心的な存在ですから、しっかりと支援するところは当然支援しなくちゃいけないんですけども、中身を一步一步、年々豊かになるというか、しっかりと独立へ向かって経営的にも発展していくというようなことで、これからも私も観光協会へのいろいろな指導、ご意見をさせていただきたいと考えております。

ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（土井茂夫君） 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第2、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、監査委員の月額報酬について職務内容及び職責を踏まえ見直しを行おうとするもの

です。具体的な内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。新旧対照表右側が改正前、左側が改正後になります。

現在、監査委員の報酬額につきましては、識見の監査委員、いわゆる代表監査委員で月額1万4,500円、議会選出の監査委員で月額9,000円と規定されているところ、代表監査委員を月額2万円に、議会選出監査委員を月額1万1,000円にそれぞれ改正するものです。なお、改正額につきましては、近隣市町の水準を踏まえるとともに県内他団体の状況や類似団体平均等を考慮して検討させていただいております。附則でございますが、この条例の施行日について令和4年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第3、議案第16号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 議案第16号 御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制

定についてご説明申し上げます。

条例改正の背景でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、個人情報保護制度の見直しが行われました。デジタル化の急速な進展に伴い、官・民はじめ国や地域の枠を超えたデータ利用が活発化していることから、データの流通の増加、データ利活用の有用性を踏まえ、これまで対象機関ごとに定められていた個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、国、民間、地方で個人情報の定義等を統一し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

このたびの改正、制度見直しは2段階に分けて施行されることとなっており、第1段目として行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に一元化され、令和4年4月1日から施行となります。また、第2段目として令和5年5月18日までの政令で定める日、現在まだ具体的な日付は決まっておりませんが、その政令に定める日までに個人情報保護法と各地方公共団体の個人情報保護条例の一元化等が行われる見通しとなっております。

今回上程しております御宿町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、第1段改正である個人情報保護法への一元化を受け、条例中の引用法令名に変更が生じることから所要の改正を行うものです。

新旧対照表にてご説明させていただきますので、議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

現在、御宿町個人情報保護条例第2条第3号の個人識別符号の規定において、行政機関の保有する「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」の規定を引用しておりますが、「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改めるとともに、同条第9号の事業者の規定において、独立行政法人等の保有する「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」の規定を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」にそれぞれ改めるものです。附則でございますが、改正後の条例の施行日について、令和4年4月1日と規定いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第4、議案第17号 御宿町耐震改修促進計画の改定についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長(渡辺晴久君) それでは、議案第17号 御宿町耐震改修促進計画の改定について説明をいたします。

耐震改修促進計画につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、町における建築物の耐震化を促進し、地震災害から町民の生命及び財産を保護することを目的として平成22年3月に策定され、その後、平成30年3月に改訂されたところですが、計画期間が終了したことなどから、今回、令和3年3月に改訂された県の耐震改修促進計画と整合性を図り、町計画について見直しを行うものです。本計画の目標年次は県計画に合わせ令和7年度までとし、対象区域は御宿町全体、対象建築物は住宅、耐震改修促進法第14条に係る建築物及び町有建築物といたしました。それでは、内容についてお手元の計画案に沿って説明をいたします。

1ページをお開きください。

第1章は計画の概要をまとめており、ただいま申し上げた計画の目的、期間、対象区域、対象建築物に加え(2)に計画の位置づけを記載しております。

1ページめくっていただき、3ページからは第2章、耐震化の現状及び目標をまとめています。想定される地震の規模と被害につきましては、東京湾北部地震などマグニチュード7クラスの地震が起きた場合、県の調査を基に最大で全壊建築物が205棟、半壊が825棟と想定される旨を記載しております。

6 ページからは町の耐震化の現状をまとめています。

初めに、住宅における耐震化の現状ですが令和3年における住宅の総数は6,442戸であり、うち耐震性があると推定される住宅は4,586戸、耐震化率は71%であり前計画の策定時である平成29年度と比べ、1ポイントの伸びとなっています。なお、旧耐震基準のうち耐震性があると推定される住宅については、住宅土地統計調査等を基に統計上の耐震化進捗率を考慮しております。

続いて8ページ及び9ページをご覧ください。

こちらでは、耐震改修促進法第14条第1号から3号に係る建築物についての耐震化の現状をまとめております。耐震改修促進法第14条は所有者が耐震化に努めなければならない建築物を定める規定であり、第1号は多数の者が利用する建築物である学校やホテル、老人ホームなどのうち政令で定める規模以上のものを対象とするものです。町内の現状では公共、民間を合わせ19棟あり、耐震化率は合計で79%となっています。

9ページの第2号は、ガソリンスタンドや重油等の貯蔵所などであり、法令に規定される危険物を取り扱う建築物は32施設、そのうち新耐震であるものは20施設、耐震率は63%、また旧耐震のうち政令で定める一定以上の量を取り扱う施設は11施設となっています。

3号は、県や町の耐震促進計画に記載された路線に接する建築物で、倒壊した場合に通行を妨げるおそれのある建物が対象となります。町内には、県や町の耐震促進計画に記載された路線である耐震診断義務付け路線はありませんが、震災時に重要となる国道128号線と県道勝浦布施大原線について調査を行い、沿線に接する建築物のうち旧耐震建築物は25棟あり、そのうち倒壊した場合避難を妨げるおそれのあるものは8棟ありました。

続いて、10ページをご覧ください。

町有建築物の耐震化の状況をまとめています。

町が有する建築物は全体で77棟あり、耐震化率は84%です。住宅については15棟であり、新耐震の建築物が富士浦住宅、旧耐震の建物は矢田団地でございますが、矢田団地については耐震診断において耐震性ありと診断されております。また、岩和田団地については現在住宅として使用しておりませんのでその他に区分しております。

また、耐震改修促進法第14条第1号に係る建築物10棟の内訳は、小中学校の校舎及び屋内運動場の6棟のほか海洋センター、現在、中央国際高等学校が使用している旧御宿高校、清掃センター事務所、役場庁舎となります。このうち、旧耐震の建築物は御宿小学校と布施小学校の校舎及び体育館、海洋センター、旧御宿高校校舎の6棟ですが、この6棟については耐震診断

及び耐震改修が終了していることから耐震化率は100%となっています。その他の建築物52棟については、住宅や14条第1号に規定される建築物以外、または政令に規定される規模に満たない建築物で、公民館や月の沙漠記念館、分団庫となります。

旧耐震のうち、耐震性のあるものは7棟あり、耐震性が確認されていない建築物は残りの12棟となりますが、このうち旧岩和田小学校特別校舎と旧分団庫などとなり、現状の使用状況を鑑みると実質的には課題は少ないと判断をしております。

11ページから14ページは、耐震化の目標設定について記載しています。

令和7年度における目標耐震化率を住宅においては、国・県の計画に掲げている目標率に合わせ95%とし、多数の者が利用する建築物である第14条第1号に掲げる建築物については県計画の目標では概ね解消とされておりますが、本計画については令和3年度において79%の達成状況であることから、目標値は前計画の目標値である95%としております。

15ページから21ページの第3章は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策を、22ページからの第4章は、啓発及び知識の普及に関する事項をまとめました。

21ページのブロック塀の倒壊対策においては、国や県の補助金を活用し、ブロック塀の除却に対する補助金制度を創設してまいりたいと考えており、令和4年度予算案に補助金に係る予算を計上させていただいているところです。

25ページからの第5章、第6章は所管行政庁や関係機関との連携に関する事項等を、29ページ以降の資料編では関係法令や助成制度の内容、関連する計画等の概要についてまとめております。なお、本計画案につきましては2月16日から3月1日までパブリックコメントを実施したところですが、寄せられた意見等はございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第5、議案第18号 町道路線の認定についてを議題といたします。

建設環境課長より議案第18号の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長(渡辺晴久君) 議案第18号 町道路線の認定についてご説明いたします。

このたび、町道路線の認定についてご提案させていただきますのは、現在整備が進められている県道上布施勝浦線の旧道部分となります。県道上布施勝浦線の道路改良工事は実谷円蔵寺付近から御宿ダム入り口、勝浦市平田地区へと続く道路の改良工事で実谷山神社付近の拡幅工事約250メートルであり、本年3月末で工事が完了する予定です。これに伴い、実谷上集会所前を通る旧道部分約280メートルについて県から町への移管協議があり、町道として認定するものです。なお、移管を受けるにあたっては県において舗装改良等の整備を行うこととしております。認定に係る路線名、幅員、延長につきましてはお手元の議案に表にまとめております。

路線名につきましては4706号線、起点は実谷611番2地先、終点は実谷1053番1地先、幅員は3.2メートルから9.2メートルで、延長は285.8メートルとなります。路線の位置につきましては案内図及び見取図を添付しておりますのでご確認ください。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、議案第19号 令和3年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第19号 令和3年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページ、第1条は歳入歳出それぞれ230万5,000円を減額し、補正後の予算総額を11億3,054万円と定めるものです。

補正の主な内容は国保事業費納付金の財源の更正並びに決算見込みを勘案した保健事業費における短期人間ドック助成金及び特定健康診査委託料の減額を行うものです。各費目の詳細について、予算書の事項別明細書に沿って説明いたします。

補正予算書6ページをご覧ください。

歳入予算です。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は229万4,000円の増額です。被保険者の保険税軽減額を繰り入れる1節及び2節の保険基盤安定繰入金は、繰入金額の決定に伴い5万5,000円と223万9,000円を増額しております。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の2,000万円の減額は前年度繰越金の状況から基金を繰り入れることなく財政運営を行うことが見込めることから減額とするものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1,463万8,000円増額し収支の均衡を図りました。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害等臨時特例補助金は76万3,000円の増額です。新型コロナウイルス感染症拡大により一定以上の収入が減少した方に対する保険税の減免相当額への国庫補助金です。

続いて歳出でございます。

8 ページをご覧ください。

3 款国民健康保険事業費納付金の 1 項医療給付費分から 3 項介護給付費分までは歳入の保険基盤安定繰入金の増額や基金繰入金の減額に伴う財源更正です。

5 款保健事業費、1 目保健事業費、1 項疾病予防費の 92 万 6,000 円の減額は決算見込みから短期人間ドック費用助成金の減額補正をするものです。

2 項特定健康診査事業費、1 目特定健康診査等事業費の 177 万 3,000 円の減額は特定健康診査事業確定による減額補正でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金の 39 万 4,000 円の増額は令和 2 年度の実績に基づき国・県補助金等の返還をするものです。

以上、歳入歳出それぞれ 230 万 5,000 円を減額しています。

なお、本補正予算につきましては去る 2 月 17 日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 19 号に賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第 19 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 20 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第 7、議案第 20 号 令和 3 年度御宿町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第20号 令和3年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出それぞれ157万8,000円を減額し、補正後の予算総額を1億6,994万9,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険料と保険基盤安定拠出金の決定に伴うものでございます。各費目の詳細につきまして事項別明細に沿って説明させていただきます。

6ページ、歳入予算でございます。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料の52万3,000円の増額は保険料の収入見込額が当初見込みを上回ったことによるものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金の253万8,000円の減額は保険基盤安定拠出金の確定によるものです。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金の42万円は前年度からの繰越金を追加し、収支の均衡を図りました。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金の1万7,000円は、延滞金の収入見込額によるものです。

続いて8ページ、歳出予算でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の157万8,000円の減額は、保険料の収入見込額や保険基盤安定拠出金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金が確定したことによるものでございます。

以上、歳入歳出をそれぞれ157万8,000円減額しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第8、議案第21号 令和3年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第21号 令和3年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出からそれぞれ380万1,000円を減額し、補正後の予算総額を11億4,473万3,000円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、地域支援事業における介護予防、日常生活支援サービス事業費、介護予防事業費、包括的支援事業任意事業費の年度末までの執行を勘案した事業の不用額について調整するものでございます。

法定負担分としての国・県支払基金からの交付金や補助金、一般会計からの繰入金の減額等を行いました。各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿って説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入予算です。1款介護保険料、1項介護保険料、1目1号被保険者保険料の39万7,000円の減額は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免による減です。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金の9万5,000円の増額は新型コロナ

ウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免による財政措置としての特別調整交付金です。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）101万2,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）37万6,000円の減額は地域支援事業費において年度末までの執行を勘案し、予算の調整を行うことに伴い国の法定負担割、法定割合分について減額するものです。7目災害等臨時特例補助金23万7,000円の増額は新型コロナウイルス感染症の影響による収入が減少したこと等による介護保険料の減免による財政措置として減免額39万6,260円に対し、10分の6の割合で交付されるものです。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業費のうち要支援者の訪問通所サービス及び介護予防事業における額を調整することから109万3,000円を減額するものです。

5款県支出金、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）50万6,000円と2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）18万7,000円の減額は国庫支出金同様、地域支援事業費において年度末までの執行を勘案し予算の調整を行うことに伴い、県の法定割合分について減額するものです。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）50万8,000円と3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）18万8,000円の減額は国・県同様の理由から町の法定繰入分について減額するものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は前年度からの繰越金を追加し、国庫補助金の返還に対する財源とするものです。

以上、歳入予算を380万1,000円減額しております。

続いて8ページ、歳出予算でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費は財源更正です。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費の360万円の減額は介護予防・生活支援サービス利用において当初予算見込み時より利用者が少なかったため減額するものです。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業・任意事業費の60万円の減額は要介護4、5、在宅の方における紙おむつ等給付事業の対象者が死亡や入院、施設入所等により当初予定を下回ったことによる減額や成年後見制度利用支援事業の後見等申立て等が見込みより少なかったことにより減額をするものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金は介護保険保険者努力支援交付金の精算に伴う返還金の追加です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

この歳出、8ページの歳出で見て、3款の地域支援事業費それぞれが減額になっているんですけども、これはコロナ禍によるもので、コロナ禍によってサービスを利用する人が減少していることが影響しているんですかね。サービスを受ける方の人数が減っているという、そういう現象が起きたんでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） これは日常生活への支援でございますので、コロナの影響はないともないと思うんですが、必要なもののサービスの支援をしているということで、コロナの影響が大きいとは考えておりません。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 生活支援ということで、相談に来る方が役場まで来るのが、役場に行くのが困難だとか、そういった現象で減ったということではないというふうに考えてよろしいですね。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 相談につきましては、必ずしもご自身がお見えになるわけではございませんので、必要な方は代理の方、ご家族等が来ておりますので、その点も、来れなくてというような話はないと思います。また、仮にもしそのようなお話がありましたら、ご連絡いただければ町のほうからお話を伺いに行くことも可能でございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10時35分まで休憩といたしたいと思います。

なお、時間厳守のほど、よろしく願います。

(午前10時25分)

○議長(土井茂夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時39分)

◎議案第22号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第9、議案第22号 令和3年度御宿町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) それでは、議案第22号 令和3年度御宿町一般会計補正予算(第10号)についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、清掃センター施設の老朽化に伴う緊急の補修、国の標準化に向けたがん検診に係るシステム改修や新型コロナウイルスワクチンの前倒し接種のための事業費を追加するほか、各費目、各事業において、実績見込みを勘案した上で、最終的な予算の精算を行っています。

また、将来の財政需要を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の不用額や、追加交付のあった地方交付税等について、財政調整基金や教育施設建設基金等への積立てを行い、安定的かつ健全な財政運営に努めるものです。

このほか、年度内完了が見込まれない事業に係る繰越明許費の設定、また、事業の完了等に伴う地方債の補正について、それぞれ承認をお願いするものでございます。

それでは補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1億4,752万8,000円を追加し、補正後の予算総額

を43億3,329万5,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費を定めるものです。

第3条は地方債の追加及び変更を定めるものでございます。

それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細に沿ってご説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

1款町税、5項入湯税、1目入湯税の44万5,000円の減額は、事業所の閉鎖等により見込額が下回ることから、所要額を減額するものです。

4款配当割交付金及び5款株式譲渡所得割交付金の100万円及び200万円の増額は、千葉県から推計値の通知があったことから、決算見込みを踏まえ、それぞれ算定したものです。

11款地方交付税の1億5,890万6,000円の増額は、普通交付税で、後述します臨時財政対策債の振替及び12月に追加交付があったことから、補正財源として追加するものです。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の84万8,000円の減額は、老人ホーム入所者負担金で、対象者の減少により減額するものです。

2節児童福祉費負担金の61万2,000円の減額は、放課後児童クラブ負担金で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、登室自粛を実施したことから負担金を減額するものです。

14款使用料及び手数料、1項使用料、4目商工使用料の414万4,000円及び6目教育使用料の146万円の減額は、いずれも感染症拡大防止による施設の休館等で利用者が減少したことから、決算見込みを踏まえ減額するものです。

5目土木使用料の62万6,000円の減額は住宅使用料で、入居者の入替えなどにより使用料金の変動があったことから、決算見込みを踏まえ減額するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の111万9,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴い、所要額を追加するものです。

3節心身障害者福祉費負担金の864万4,000円の減額は、障害福祉サービス介護給付費に係る国の交付基準額を踏まえ再計算を行ったところ、見込みを下回ることから所要額を減額するものです。

5節及び10ページの6節被用者及び非被用者児童手当負担金の205万6,000円と140万7,000円の減額は、それぞれ対象児童数が見込みを下回ったことから減額するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の78万4,000円の増額は、国庫補助事業の補助裏分として交付があったことから、追加

するものです。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の251万9,000円の増額は、感染症及び疾病予防対策事業におけるシステム改修に係る補助金の確定に伴い、所要額を追加するものです。

2節清掃費補助金の33万3,000円の減額は、小型合併浄化槽設置事業の申請件数が見込みを下回ったことから、所要額を減額するものです。

3節、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の485万9,000円の増額は、現在実施しております3回目接種に係る経費に不足が生じることから、決算見込みを踏まえ、所要額を増額するものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の60万1,000円の増額は、国庫支出金同様、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴い、所要額を追加するものです。

3節心身障害者福祉費負担金の432万2,000円の減額は、国庫支出金同様、障害福祉サービス介護給付費に係る国の交付基準額を踏まえ再計算を行ったところ、見込みを下回ることから所要額を減額するものです。

5節及び6節の被用者及び非被用者児童手当負担金の12万7,000円と21万6,000円の減額は、国庫支出金同様、それぞれ対象児童数が見込みを下回ったことから減額するものです。

8節保険基盤安定県負担金（後期高齢者医療）の190万3,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

2項県補助金、2目民生費県補助金の192万8,000円の減額は、ひとり親家庭医療及び重度障害者医療費補助金で、それぞれ申請件数が見込みを下回ることから、決算見込みを踏まえ減額するものです。

3目衛生費県補助金の113万3,000円の減額は、国庫支出金同様、小型合併浄化槽設置事業の申請件数が見込みを下回ったことから、所要額を減額するものです。

4目農林水産事業費県補助金の131万円の増額は野生獣管理事業補助金で、捕獲数が見込みを上回ることから、決算見込みを踏まえ増額するものです。

3項県委託金、1目総務費委託金の71万円の減額は、県民税取扱いに係る徴税费委託金で、令和2年度精算額に過誤があり、令和3年度分において相殺したことから減額するものです。

3目土木費委託金、1節都市計画費委託金の77万4,000円の減額は、都市計画基礎調査委託金の確定に伴い減額するものです。

12ページをご覧ください。

17款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入の405万8,000円の増額は、3者で計4件の町有地売払があったことから計上するものです。

18款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の300万円の減額は、収入見込みを踏まえ減額するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1節繰越金の7,396万8,000円の増額は、収支の不足に対応するため、所要額を追加するものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入は、重度医療返還金121万8,000円の増額があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響による町営プール事業の縮小や、こども園の登園自粛に伴う給食費の減額、介護予防サービスやケアマネジメント計画件数の減少、後期高齢者医療に係る広域連合事務費分賦金の確定による減額などにより、全体で122万9,000円の減額となりました。

3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入の66万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合受託金及び後期高齢者歯科健診診査受託金の確定に伴い減額するものです。

22款町債、1項町債、2目土木債、1節道路橋梁整備事業債は、事業費の確定に伴い、20万円の減額があるものの、75号橋及び76号橋補修設計業務委託において地方債の事業区分の変更により60万円の増額が可能となったことから、差額の40万円を増額するものです。

3目臨時財政対策債の6,741万7,000円の減額は、今年度の発行可能額の決定に伴い、差額を減額するものです。

以上、歳入予算に1億4,752万8,000円を追加しております。

続きまして歳出予算でございます。

14ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節使用料及び賃借料の57万3,000円の減額は、半導体不足により、番号連携サーバーの更新時期が遅れたため減額するものです。

3目財産管理費の458万5,000円の増額は、10節需用費が旧御宿高校の漏水による光熱水費の不足分20万円の追加、14節工事請負費は、庁舎等デスクパーテーションの設置費用として58万4,000円の追加、17節備品購入費は、購入から29年が経過する事務用椅子について、度々不具合が生じていることから、臨時交付金を活用し、坑ウイルス性のもの買い換える経費380万1,000円をそれぞれ増額するものです。

4目企画費の22万4,000円の減額については、各節が複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

企画関係事務費の599万6,000円の増額は、総合計画策定業務について、策定期間を勘案し、

早期に着手するための委託料699万6,000円と、魅力ある地域づくり補助金は、コロナウイルス感染症拡大により申請がなかったことから、100万円を減額するものです。

定住化促進事業の260万円の減額は、空き家家財等処分補助金及び企業移転等支援金で、決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

地域おこし協力隊関係事業の292万円及び地方創生推進事業の70万円の減額は、それぞれ決算見込みを踏まえ減額するものです。

7目財政調整基金積立金の5,000万円の増額は、将来の財政需要に備え、基金への積立てを行うものです。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金の300万円の減額は、本年度の収入見込みを踏まえ、減額するものです。

10目公共施設維持管理基金積立金3,000万円及び11目庁舎維持管理基金積立金2,000万円の増額は、町の課題である公共施設等の維持管理に備えるため、基金への積立てを増額するものです。

2項徴税费、1目徴税総務費、4節共済費の48万3,000円の増額は、職員共済費の確定による不足分です。

16ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、19節扶助費の100万1,000円の減額は、ひとり親家庭医療費助成事業で、助成額が見込みを下回ることから所要額を減額するものです。

27節繰出金の229万5,000円の増額は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴い所要額を追加するものです。

2目老人福祉費、12節委託料の96万1,000円の減額は、対象者の減少による老人ホーム入所措置委託や、利用者の減少に伴う地域包括支援センターのケアプラン原案作成委託及び介護予防ケアマネジメント業務委託に不用額が生じたことから減額するものです。

27節繰出金の69万6,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

3目心身障害者福祉費、19節扶助費の120万3,000円の減額は、申請件数の減少による重度障害者医療費155万9,000円の減額と、日常生活用具の申請件数増加による地域生活支援事業35万6,000円の増額です。

4目、出産奨励費の100万円の減額は、出生者数が見込みを下回ることから、決算見込みを踏まえ減額するものです。

5目後期高齢者医療、18節負担金補助及交付金の764万5,000円の増額は、広域連合負担金の

確定に伴い、共通経費分として156万6,000円の減額及び医療給付費分として921万1,000円の増額をそれぞれ計上するものです。

27節繰出金の253万7,000円の減額は、保険基盤安定分繰出金の確定に伴う減額です。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の100万円の減額は、コロナ交付金を活用して実施した新生児臨時特別定額給付金の確定に伴う減額です。

2目児童措置費、19節扶助費の270万円の減額は、児童手当支給事業における各項目の決算見込みを踏まえ減額するものです。

3目こども園費、2節給料及び3節職員手当の138万8,000円の減額は、育児休業中の職員に係る人件費を減額するものです。

18ページをご覧ください。

10節需用費の83万1,000円の減額は、電気料が当初見込みを上回ったことから、光熱水費の不足分36万9,000円の増額と、登園自粛に伴う賄い材料費120万円の減額です。

4目児童福祉施設費、12節委託料の15万4,000円の増額は、新町区児童遊園施設の樹木伐採委託が生じたため、所要額を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費につきましては、2つの事業にまたがっているため事業ごとにご説明させていただきます。

がん検診事業の399万3,000円の増額は、国が進めているがん検診結果の標準化に向けた電算システム改修委託に要する経費です。新型コロナウイルスワクチン接種事業の514万2,000円の増額は、10節需用費から17節備品購入費の588万6,000円の増額は、3回目のワクチン接種事業費の追加分で、18節、負担金補助及交付金の50万円は、5歳から11歳のワクチン接種に対応する医療機関への支援金で、1人当たり2,000円の支援金を支給するものです。

22節国庫支出金返還金の274万9,000円は、令和2年度事業費の確定による精算です。

3目環境衛生費、12節委託料の71万5,000円の減額は、地球温暖化対策実行計画策定業務委託に係る不用額を減額するものです。

2項清掃費、1目清掃総務費、4節共済費の6万8,000円の増額は、職員共済費の確定による不足分です。

2目じん芥処理費、10節需用費の170万2,000円の増額は、電気料が見込みを上回ることから不足分を追加するもので、12節委託料の189万5,000円の増額は、ごみの搬入量が当初見込みを上回り焼却灰の量が増加しているため、焼却灰搬出委託費を追加するものです。

14節工事請負費の78万6,000円の増額は、空気余熱機マンホールに不具合が生じたことから、

改修費を追加するものです。

3目し尿処理費、18節負担金補助及交付金の261万円の減額は、小型合併浄化槽設置補助事業の申請件数が見込みを下回ることから、決算見込みを踏まえ減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、7節報償費の110万4,000円の増額は、1月からキョンの捕獲頭数が例年同時期の三、四倍と非常に多くなっており、不足が見込まれることから増額するものです。

20ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は、各節が複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明させていただきます。

観光関係事務事業の322万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で、海岸整地委託や海岸イベント業務委託、監視員用の住宅賃借料にそれぞれ不用額が生じたことから減額するものです。海水浴場安全対策事業の457万4,000円の減額及び東京オリンピック・パラリンピック関係事務事業の110万円の減額は、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止等により不用額が生じたことから減額するものです。

5目町営プール管理運営費、1節報償費77万7,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響で開設期間を短縮したことなどによる減額で、14節工事請負費407万円の増額は、プールのスライダー鉄骨補修工事に係る経費で、工期を要することから、次年度に向け早期に着手するため所要額を計上するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費及び2目道路新設改良工事については、歳入予算でご説明いたしました地方債に係る財源更正です。

4項都市計画費、1目都市計画総務費、12節委託料20万9,000円の減額は、都市計画基礎調査業務委託の入札差金を減額するものです。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬の80万1,000円の減額は、外国青年招致事業におけるALTの人件費で、コロナ禍の影響で来日が遅れたことによる決算見込みを踏まえ減額するものです。

13節使用料及び賃借料の18万1,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症に関する連絡が増加したため、安全安心連絡網使用料を追加するものです。

22節積立金の5,000万円の増額は、後年度の小学校建設に備えるため、教育施設建設基金を積み増しするものです。

22ページをご覧ください。

2項小学校費、3目組合学校費、18節負担金補助及交付金の270万5,000円の減額は、令和2年度布施学校組合負担金の確定に伴い減額するものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金補助及交付金の106万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海と山の子交流事業の中止に伴う減額です。

2目公民館費については、歳入予算でご説明いたしました教育使用料の減額に伴う財源更正です。

5項保健体育費、1目保健体育総務費、4節共済費の9,000円の増額は、職員共済費の確定による不足分です。

2目体育施設費の108万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業費をそれぞれ減額するものです。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費、12節委託料の60万7,000円の減額は、日照川護岸工事測量委託の事業完了に伴い不用額を減額するものです。

11款公債費、1項公債費、1目元金については、歳入予算でご説明いたしました住宅使用料の減額に伴い、公営住宅建設事業債に係る財源更正です。

以上、歳出予算に1億4,752万8,000円を追加しております。

次に、第2条の繰越明許費についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費の町有地樹木伐採事業及び公共施設等総合管理計画策定事業、総合計画策定事業は、各種調整等に時間を要し、年度内完了が困難となったことから、それぞれ繰越明許費に設定するものです。

2項徴税費の土砂災害警戒区域評価資料策定事業は、県が指定する土砂災害警戒区域及び急傾斜地の座標データを航空写真図に反映させる事業ですが、県において座標データの作成に時間を要し、町への提供が遅れ、年度内完了が困難なことから繰越明許費に設定するものです。

3款民生費、1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、事業の完了予定が令和4年9月30日までとなることから繰越明許費に設定するものです。

6款商工費、1項商工費の町営プール鉄骨補修事業については、部品の製作から始めるため工期を要し、年度内完了が困難なことから繰越明許費に設定するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費の橋架替設計業務委託は、国庫補助決定後の発注となり、年度内完了が困難なことから、繰越明許費に設定するものです。

5項河川費の普通河川清水川護岸整備事業は、地権者との協議に不測の時間を要したこと、

また、仮設資材の確保ができず、年度内完了が困難なことから繰越明許費に設定するものです。

8款消防費、1項消防費の消防水利整備事業は、民有地に設置している防火水槽の撤去について、土地所有者との協議に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったため繰越明許費に設定するものです。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業は、地権者との協議に不測の時間を要したこと、また、仮設資材の確保ができず、年度内完了が困難なことから繰越明許費に設定するものです。

続きまして5ページをご覧ください。

地方債の補正でございます。

道路橋梁整備事業及び臨時財政対策債につきましては、それぞれ限度額を変更するもので、内容につきましては歳入予算でご説明しましたとおりでございます。

以上で、一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

15ページ、地域おこし協力隊関係事業の292万円の減額について、もう少し詳しい状況をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、地域おこし協力隊関係事業の内容につきましてご説明いたします。

まず、報償費でございますが、本年度当初予算におきまして、地域おこし協力隊3名を採用予定で報償費及び家賃補助費を組んでおりました。

そのうち1名は継続者、もう1名につきましては2月中に採用が決定したということで、1名分と、そのもう1名の残りの10か月分につきましては支出の見込みがないということで、そちらにあたる分を減額させていただいております。

それと、広告料につきましては、地域おこし協力隊の事業としてイベント等を企画して、実施の参加者募集広告をフェイスブックに載せて周知する予定でしたが、イベント自体が中止となったため、広告料が執行しないということで、そちらの分も併せて減額ということで

計上させていただいております。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

1名は募集したけれども採用まで至らなかったということかなと理解しました。

今後の取組に向けての方針というか、その辺がもしあれば、その1名、募集したけれども見つけられなかったというふうにも受け止められると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） その1名につきましては、今現在も募集を続けておりました、今年度中、一旦3月15日まで募集をしております、そこで、もし応募があれば面接の手続を取って、できるだけ早く採用したいというふうには考えてございます。

来年度のお話になりますが、その3名の人数の部分につきましては令和4年度も引き続き採用をしたいというふうに思っておりますので、もし今年度採用に至らなかった場合も、次年度以降も引き続き1名の募集についてはかけていきたいというふうに思っております。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

地域おこし協力隊の取組については、やはり外から若い力、新しい力を取り込むという意味で非常に重要なところだなと思っております。こういう形で出せば必ず来るということはない、ご縁みたいなものもあるとは思いますが、一方で、ある募集にはかなりの応募が集まるというようなことも、今コロナ禍の状況の中で、よそではあるということも聞こえてきておりますので、こういう出し方をしてちょっと集まりが悪かったらちょっと出し方を変えてみるとか、いろんな工夫をしていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚です。

繰越明許費のことで、ちょっとお尋ねします。

8番の消防費の消防水利整備事業費の、これは以前説明があった高山田地区の防火用水とのあれですか。それはどうして、その後の経過、今年度内に収まらないと、話合いがつかないということですか。ちょっとそれを。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 繰越明許費、消防水利整備事業でございますが、貝塚議員さんご指摘のとおり、以前、議会のほうでご承認いただきました高山田地先の防火水槽について撤去する旨の予算をご議決いただきましたが、その後、地権者と再度協議をした中で、やはりもう既にその土地の所有が新たな方に移ってしまっておりますので、実際に工事をしたり何かをするときに同意書を取る必要性がございます。

この辺の手続については町顧問弁護士とも相談をしながら、こういう書類を頂いてくださいとか、いろいろ指導いただきながら事務に取り組んでいるんですが、結果として、取壊しについて、なかなか今の段階でまだ同意がいただけていないというような状況です。

当初、予算に組んだときには、取壊しの旨で相手側からのリクエストなんですけど、いざ予算でご議決いただきまして、町のほうで予算の担保が取れた段階において、急遽また相手方からの、やっぱりやめてくれとか、どうしてもやる場合には諸条件が出てまいりまして、今現在まだ調整、同意書が頂けていないという状況でございます。

そうしたことから引き続き協議を根気強く続けた中で、当初の予定どおり、きれいに撤去できればと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 今の経過、こういう状況ですと、今の説明があったんでしょう。分かるんですけども、やはり早くこれは解決しないと、ほかの地域においても例が出たときに、やっぱり長くかかるというようなことになると、非常に町としても大変だろうなと思います。

ですから、できるだけよく話し合った上で、相手方の100は聞けないとしても近い状態で、早く解決してあげるということは私は大事だなと思いますので、ぜひこれは繰越しして、早々に話し合いを設けて解決してほしいなと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

11ページの徴税费委託金の中で、県民税の取扱い、取扱委託ですね。これが71万円の減額ということなんですけれども、今の説明で調整のためにという説明があったんですけども、取扱い件数というのは例年に比べて増えているんですか、減っているのか。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 取扱いについては例年どおり、それほど大差ありません。

これについては、昨年11月の議員協議会でご説明させていただきましたが、令和2年度において県民税の取扱費の精算をする際に、町県民税という町の方も含めて多くいただいてしまった分について年度末で精算させるため、今年度分が減額となるということになります。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中さん。

○2番（田中とよ子君） ちょっとこれ、数字見たときに、これはPRが不足しているんじゃないかというふう感じたんですね。県民税であれば役場に納めていただければ、手数料として町の収入になるから、なるだけ役場のほうに納めるようにというようなことを我々もPRしているつもりではいるんですけども、そういう事情でということであれば、県のほうに請求するのが多くなってしまったという理解でよろしいんですね。はい、分かりました。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

歳出の15ページですね。前の議員と重なるところもあるんですけども、そして昨日の一般質問でも出ました移住定住化並びに地域おこし協力隊事業、並びに地方創生推進事業のところなんですけれども、昨日一般質問で移住定住のデックハウス、2年間のリノベが終わりまして、これで2年間、町長の見解だと、地域おこし協力隊を使って事業展開を行うと。2年間、とうとう出来上がった。この3月もできないでしょう。要するに、家賃が垂れ流しになってしまった。あと残り1年、どうするのかということで、そこで、関連で、地域おこし協力隊の募集が1名来たけれども、そちらは移住定住ではなくて観光課のほうの地域物産のほうに流れてしまったと。

地域おこし協力隊に関しては僕の私見ですけども、正直、これは国の施策ですけども、全国的にそんなに成果が表れているとは言えない状況にあります。ただ地方に若者を住まわせて、事業を行わせて、家賃補助をするという、これで、ずっと何年か続いているわけですけども、我が町においても、全てを否定するものではありませんが、なかなか成果として、我々議員ないし一般の人に、その成果があまり見られない。

確かに個人的にもいい方はいて、卒業して定住している方もいますけれども、ある一方では、全くずっとこけた話で人間的にもちょっとよろしくないような人もいて、どっちかという、フイティフイティというか、あまり成果に、地域おこし協力隊自体でも成果は今、出ていない状況。まして、この地域おこし協力隊を当てにした政策というか、もともとは当てにしない

政策で事業を行えたものが、町長いわく地域おこし協力隊を当てにして移住定住施策、そこが全くストップしているということは、これは、民間レベルから言えば、家賃を払って、死に物狂いで皆さん事業を行っている中で、人の金感覚としか、厳しい言い方をすれば、思えない。事業を全くストップしたということ。地域おこし協力隊が来ないのであれば、町内の業者さんに任せて事業を進めるとか、方向転換しなければ、多分、来年度になっても全く使えないような状況に追い込まれるという中で、不動産に関して言えば、今、民宿に代わって、そういうパッケージレンタルとか、貸別荘タイプだとか、グランピングだとか、特にいすみ市でのグランピングは大きな、ある程度施設が完成して、町なかでも浜のほうでリノベプラスグランピングの計画やら、新しい貸別荘タイプで民間の人たちは徐々に頑張っていて、既存の民宿はどうかというと、廃業で今、取壊ししているところもあるし、売却も数件あって、徐々にその業態も変わってきた中で、御宿町として、やるべきことは、僕は御宿町、役所が事業をするんじゃないで、そういう人たちのために後押しをすることが第一だと思う。役所の体質だと、なかなか事業展開というのは、こういうふうに詰まってしまって、いろんな規制もかかるので、なかなか思うようにいかない。

その点で言えば、このままの状況を黙っているわけにいかないんで、ここは思い切り、あと今年度、何週間もないですけども、来年度予算のところでも質問したいと思うんですけども、家賃を払って町が借り上げて地方創生絡みで進めてきたものが全くそのストップするということは、我々も責任を負わなきゃいけないと思うので、その辺に関しては、ちょっと方向転換をして、もう地域おこし協力隊が来ないのであれば全く違う施策で、この3週間で積み上げるようなことをしないと、また来年度予算が垂れ流しになってしまったら本当にこれは困ることなので、その辺に関して、町長は、移住定住に力入れることはいいんですけども、外国人をはじめ富裕層のお客さんがなんと言っているかということ、移住定住を推進している割には我々に優しくないと。全てじゃないですけども、役所に問い合わせても、ちょっと対応がまいちだと。

空き家バンクなんてさらさら、この5年で動いたのは2件ぐらいですよ。もし海沿いの町有地ないし、売れる土地とかあれば、どんどんそういうものを出してくれるべきじゃないかと。不動産業者は結構おしかりも受けているし、いいお客さん呼び込んで、それぞれに町づくりに貢献していると思うんですね。そういう中で、やはり重要な地方創生の最終年になりますので、その辺は、ちょっと考えを改めてもらって、しっかり事業を動かす方法にしてもらわないと、これはちょっと、今回はこの補正予算の最終年のやつでの質問ですけども、納得いくも

のではないので、その辺に関して町長に、もう2年動かしていないので、これはモデルとして本当はできたはずなので、先ほども言いました宿泊の業態が思い切り変わってしまっていて、今、全国でいろんなことがどんどん受けて、御宿は一番、完全に遅れちゃっているんですよ。これは私見なんですけれども、その辺に関して、町長にその答弁をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 地域おこし協力隊によるデックハウスをやっという事で今、募集しているわけですが、一つにはやっぱりコロナ事情があって、応募がなかなかないんじゃないかなとは思いますが、ご指摘のように募集の方法とか、いろいろ考えているんですけれども、とにかく、あの施設をしっかりと活用して、私もこのことに関しては大きな投資であると思っています。この間、ただ投資するばかりで効果が上がっていないんですが、成果が上がっていないんですけれども、これは必ず成果を上げるということでやっていきたいなと思います。

職員の皆さんも大変なんですけれどもね。ただ、やり方によって必ず地域おこし協力隊は募集、来ると思っていますので、ひとつひとつの文章も今、点検していますけれども、来やすいように、応募しやすいようにして、やっていきたいなと考えております。とにかく、このオミクロンがもう少し沈静化してくれればいいなとは思っているんですけれどもね。

でも、この前1名いらっしまして、いろいろお話をしていると、どうも産品開発のすごく関心が高いというようなことになりましたので、まずは、じゃ、やっていただくということになりまして、そのように状況はなっているんですけれども、必ず地域おこしは来ると思っていますので、また少し状況を見て、来なければいろんな対策を講じて、対策を講じるということは地域おこしをやめるということじゃなくて、いろいろ考えてやっていきたいなと。

とにかく、ご指摘のように投資対効果、投資するだけで効果がないじゃないかと。これは非常に厳しい点ですから、この辺をしっかりと考えてやっていきたいなと思います。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

大体その辺はですね。でも、町長、これは2年前の話ですよ。もう悠長なことは言っていられない。即、これ、来ないんだったら来ないで方向転換ないし、もう契約解除するとか、契約解除したほうがいいと思いますよ。やれないですよ、これ、多分。そんな簡単な話でもないし、僕もいろいろと勉強していますけれども、はい来ました、はいすぐにはできませんというあれでもないし、まして無料で泊めるなんていうことは、それは事業ではないですよ。それだったら何

でこれ造ったのみたいな話になっちゃうし、その話はその話として、町内に、町長、地方創生事業の会議の中で不動産業者にいろいろこれからも協力してもらおうと言っていたのが1年前の話ですけれども、結局、この施策を僕は否定するわけじゃないですけれども、空き家対策の家財処分、これも結局減額、オミクロン、コロナの関係でツアーとかも減額。もともとツアーとか成果出ていないのに何でこれをずっとやっているんだということは、僕は担当課にも言ってきたんですけれども、やはり今、ある意味、動いていて、移住定住の一番、今肝腎なところは、移住してもらう人も確かにいるかもしれないけれども、結構年配の人多い。今、週末の別荘をセカンドとして、結構物件が動いているわけですよ。アメリカの前例からしてみても、別にこういう小さな町は、定住してくれなくても週末、別荘を購入していただいて、固定資産税を落としていただいて、週末、町なかの飲食店とか物販で、お金を落としてもらうという、そういうほうが僕は方向的にはいいんじゃないかなと思っていて、いい層が御宿に目がけて来て、だからあとは、やはり全町公園課でいう、全町公園って本当インフラ整備です。町はその辺の道路はじめインフラをきれいにさせていただければ、別にイベントをやろうがやらないが、そういう人たちには関係なくて、やっぱり御宿を気に入ってくれて、来ているわけで、そんな中で、不動産業者何件かあって、僕も付き合いのある方たちもいて、いろんな話もしますけれども、一応、南房総支部というのがありますけれども、御宿には支部とかそういう一つにまとめ上げられるようなことがないんですけれども、一応そういう方たちと一回話をして、今の現場を知ったほうがいいのではないかなと、有効な施策を取ったほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

正直言ってそれぞれ、不動産業者、みんなつながっているわけじゃないんで、一つにまとめ上げられて協力してくれるかという、僕はちょっと疑問もあるわけで、その辺をやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、移住定住をやはり推進していく、まずは町内の不動産業者の人たちに、どういうことが今起こっているかと、多分、聞いたほうが得策だと思います。

ましてこれが進んでいるんだといいですけれども、今までどおりの移住定住促進だと、結構いまいちなところがあるということは、御宿はそれでなくても物件が少ないですし、町が、じゃ、何で前に売っていたところを今は引下げて、それが売り物にならないのかなという、ちょっと不思議な現象もあるので、そういうことも踏まえて、移住定住に関してはプロの人たちを交えて、ざっくばらんに会議をやったほうがいいと思います。その辺に関しては、またよろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

今の滝口議員のご質問に少し関連して、ちょっとしつこいようですが、改めまして地域おこし協力隊関係なんですけど、一つ、私、これもまた私見にはなってしまうんですけども、やはり我々議会もチームとして動くというところで11名、今いて、それぞれ得意分野を持ち寄って、チームとして活動しているというふうに私は認識しています。

地域おこし協力隊も全く同じだと私は考えておまして、やはり1人2人では、非常に活動しづらい、近隣、大多喜町、いすみ市を見ても、1つの業務に5人、7人と充ててチームとしての活動が軌道に乗り始めるというようなことをこの数年、見てきておりますので、一つには人数という、それからチームとしての機能ということも考慮いただけるというのではないかなということが一つ。

それからもう1点は、今、滝口議員のご指摘にもありました、例えばデッコハウスに充てるんだというような、こういう決め打ちというか、これを任せたいんだという思いで募集をかけるというのももちろんあるんですけど、私は、この数年、地域おこし協力隊の活動に関心を持ってずっと見てきている中で、実は一番の本質というのは、地元に住んでいる我々では思いも寄らないような発想で、想像もしないようなことを始めてくれるというようなところにも、実はあるんじゃないかなという意味では、募集をかけるにあたって、ある程度のジャンルというのはあるかとは思いますが、例えば募集も、幾つも出してみても、5件10件と出してみても、来てみて、その方と面接してみたら、もう少し具体的にこういうことをやってみてはどうかというような話を深めていくというようなやり方でも、実はいいのかなというふうにも思います。

それが先ほど1つ目に申し上げた人数の確保、チームとしての形を育てていくというようなことにもつながっていきますので、ちょっとその辺も含めて少し取組方を、ちょっと目線を変えて再スタートを切るということも、もしかしたらいいのかなというふうに思ったんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） デッコハウスの管理であったりとか、今1名いるおこしの者は、SNSを使った情報発信という形で、その部分だけの業務で募集をしているというわけではなくて、あくまでも移住定住施策に従事していただける地域おこし協力隊という枠で公募をかけておまして、その中でそれぞれベースとなる業務としては情報発信であったり、そ

ういった移住定住に関する施設の管理をベースでということ、もちろんそれ以外の移住定住につながるような業務も、その範囲の中でやっていただくということで募集はかけておりますので、決め打ちまではしているわけではないんですが、最低限この業務はやっていただいた上で、そこをうまく活用して、移住定住施策に従事してもらいたいという形で募集しておりますので、その辺もう少し、先ほど町長からもお話ありまして、あまり応募がありませんので、その辺もう少し、どういった業務とか、町に対してどういうことをしてもらいたいということを我々のほうの思いと相手側の活動の過去のこれまでの取組とかをうまく見ながら、できるだけ移住定住について広く従事していただけるような人材を採用できたらとは思っております。

それと、あとそれ以外につきましては、各課の様々な業務の中で、地域おこし協力隊を採用して業務をやっていききたい、広げていききたいというお話があれば、予算化をして、広く募集をしていききたいというふうに思っておりますので、各関係課と業務について制度がうまく活用できるようでしたら、必要な業務に地域おこしの方を活用できるようにしていきたいというふうには思っております。

来年度はまた、違った形の部分でも考えてはございますので、うまく活用していけたらというふうには思っております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。

同じ15ページなんですけれども、企画費の中の18番に、負担金補助及交付金の中で、魅力ある地域づくり補助金が、これは減額になっているんですけれども、どうして地域づくり補助金ですから、これは減額ということは、そういうことをしてなかったということなのかなというように思われちゃうんですけれども、これがどうして減額になっているのか、ちょっとその理由を。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） こちらの魅力ある地域づくり補助金につきましては、過去の実績で申しますと、御宿台区のお祭りであったりとか、岩和田区のお祭りに補助として出しておる部分になりまして、ここ数年、コロナの状況で開催を見送っているということで、申請が上がってきておりません。岩和田区はちょっと前から申請がないんですが、毎年、御宿台区のほうは申請がありましたが、やはり今年は実施しないということで、そちらがもう決定しましたので、減額補正を上げさせていただきました。

今後また区のそういった地域づくりの行事であったりとか、申請があれば補助金として支出していきたいというふうに考えております。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） よく分かりました。この地域づくり補助金というのは、各地域でイベントをして、企画して、それを申請できれば補助を出すという、この地域魅力ある地域づくりの補助金なんですね。ちょっと、ほかのあれかなという思いをしたものですから、やっぱり情報発信、要するに御宿はこういうことをやっていますよという発信するのはできなかったのかなど。どうしてできなかったのかなというような思いが、ちょっと内容のあれが、把握がちょっと私の考えているのと町の考えているのが違った。それは再度、地域で起こす魅力、そういったイベントに助成するんだということであれば、よく分かりました。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで午後1時半まで休憩いたします。

（午前11時40分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、伊藤博明さんが早退いたしました。

ただいまの出席議員は10名です。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第23号 令和4年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（渡辺晴久君） それでは、議案第23号 令和4年度御宿町水道事業会計予算について説明いたします。

初めに、事業概要についてですが、予算書の1ページをご覧ください。

予算書第2条に業務の予定量を定めています。

給水戸数は、令和3年度12月現在の戸数やその後の推移等を考慮し3,861戸としました。年間総給水量は90万8,022立方メートルとしました。

給水戸数についてはほぼ横ばいを見込んでいますが、施設の老朽化等から無効水量が増加傾向にあることなどを考慮し、給水水量については決算見込みに対し微増としております。

南房総広域水道企業団からの受水量は約4割の34万6,560立方メートルを見込んでいます。

経営に係る第3条収益的収入及び支出は、収入を前年度と比べ852万9,000円減の2億9,570万9,000円、支出の総額は3億4,162万3,000円で、前年度と比べ1,891万円の増となりました。

投資に係る第4条資本的収入及び支出は、収入を2,423万円、支出を1億9,161万7,000円とし、第5条に複数年で実施する送水管耐震化更新工事として、総額2億1,489万6,000円を予定し、年次割として令和4年度に5,552万7,000円、令和5年度に1億5,936万9,000円を計上しています。

第6条は予定支出の各項の流用について、第7条は議会の議決を経なければ流用できない経費、第8条は他会計からの補助金を500万円とするものです。

第9条では、ストックする資産の購入に係る棚卸資産の購入費として21万3,000円を計上しています。

それでは、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

初めに、収益的収入について説明をいたします。

4ページをお開きください。

1款水道事業収益は、総額を前年度に比べ852万9,000円減の2億9,570万9,000円を計上しま

した。1項営業収益、1目給水収益については、給水戸数や戸別の平均使用水量の実績等を踏まえ、2億3,753万2,000円を計上しております。

2目その他の営業収益71万6,000円は、開栓手数料や町指定業者の登録手数料及び設計、工事の審査手数料です。

2項営業外収益は、町一般会計からの法定外補助金の減、また、県補助金についても町の補助額が基準額となることからそれぞれ減額となり、2項営業外収益総額は、前年度と比べ904万4,000円減の5,746万1,000円としています。

次に、収益的支出について説明いたします。

6ページをお開きください。

1款水道事業費用の総額は3億4,162万3,000円で、前年度と比べ1,891万円の増となりました。

1項営業費用のうち、浄水場の運転管理や広域水道受水費等に係る1目原水及び浄水費は、1億6,450万7,000円を計上しました。前年度と比べ919万9,000円の増となった主な要因は、12節委託料4,018万円のうち、各施設に設置してある計装設備類の一斉点検を令和4年度に行う費用743万円を計上したことによるものです。

2目配水及び給水費は、各配水施設の運転管理、配水管等の修繕等に係る経費として3,107万9,000円を計上しています。各世帯に設置してある水道の量水器は8年ごとの交換が計量法に定められているところですが、令和4年度は前年度に比べ180戸多い420戸の交換が見込まれていること、また管の老朽化等により漏水対応が増加していることなどから、前年度に比べ496万9,000円の増としています。

8ページをご覧ください。

3目総係費は前年度に比べ704万8,000円増の3,172万9,000円を計上しています。総係費は、納付書の印刷や発送、料金システムや管理システムの保守や使用料、検針業務の委託費、また水道料金の口座振替や、新たに始めるコンビニ収納の手数料などとなります。令和4年度から、夷隅郡市末端水道事業統合協議会が設置されることから、協議会にて執務を行う職員の人件費や協議会への負担金についても総係費に計上しています。

4目減価償却費は、前年度と比べ203万9,000円減の1億1,083万2,000円で、内訳は説明欄のとおりです。

5目資産消耗費は科目設定として1,000円を計上しています。

2項営業外費用は、企業債の利息と消費税及び地方消費税に係る支出として317万円を計上

しました。3項特別損失及び4項予備費は、前年度と同額を計上しています。

次に、第4条資本的収入及び支出について説明をいたします。

10ページをご覧ください。

初めに上段、資本的収入についてですが、合計で2,423万円となりました。前年度に比べ増額となった主な要因は、2項納付金について、加入者等の納付を前年度決算見込みを踏まえ計上した結果、308万円の増となったこと及び第3項補助金で、令和4年度、5年度にて実施する予定の送水管耐震化更新工事に対する国庫補助金が県を經由して補助されることによるものです。県補助金1,850万9,000円の補助率は、事業費の3分の1となります。

下段の1款資本的支出は、合計で1億9,161万7,000円となりました。1項建設改良費、1目原水及び浄水費の1億3,971万円は、浄水場施設更新工事として、ダムからの水と凝集剤を混和するフロキュレーターが経年劣化のためモーターに負荷がかかり不具合が生じていることから、本体及び操作盤を更新する経費として7,425万円。また、凝集剤の注入設備についても製造から相当年数が経過しているため、安定した稼働、さらには故障時等の部品調達が難しい状況となっていることから、更新をするための費用993万3,000円及び継続費で実施する送水管耐震化更新工事の4年度分の事業費5,552万7,000円です。なお送水管耐震化更新工事については、後ほど改めて説明をさせていただきます。

2目配水及び給水費1,902万2,000円の1節工事請負費は、道路補修工事等に合わせ計画的に実施する鉛給水管の更新や経年劣化により不具合が生じている制水弁の更新に要する費用1,783万4,000円です。

2節委託料は、御宿台にある第3配水池屋根シート張替え等の実施設計に要する経費118万8,000円です。

3目総係費は、新規加入者へ貸し出す水道メーター出庫額などとして26万2,000円を計上しています。

2項企業債償還金3,262万3,000円は、過去に借り入れた企業債の令和4年度の元金の償還額です。

次に、経理関係について説明いたします。

18ページをご覧ください。

本予算における経営見通しをキャッシュフローにまとめたもので、現金ベースの動きを整理したものとなります。

I、業務活動によるキャッシュフローですが、令和4年度予算においては、消費税相当額を

控除した収益的収支の差額である純損失は4,844万1,538円となり、減価償却費や長期前受金戻入額など、現金の移動を伴わない経費などを整理した最終的な業務活動によるキャッシュフローの計①はマイナス1,276万6,413円となりました。

中段Ⅱ、投資活動及び下段Ⅲ、財務活動によるキャッシュフローは資本的収支に関わるものとなります。フロキュレーター更新や送水管耐震化更新工事による支出、企業債元金の返還金などにより投資活動によるキャッシュフローの計は②1億2,256万7,091円、財務活動によるキャッシュフローの計は、③3,262万1,918円がそれぞれマイナスとなり、業務活動から財務活動を合わせたキャッシュフローの総計は、④1億6,795万5,422円の減、令和4年度の期末残高は3億6,115万429円と見込んでいます。

19ページは、令和3年度水道事業会計における予定損益計算書となります。

令和3年度の純損失額は下段から3段目の1,718万2,715円となり、最下段の当年度未処分利益剰余金を2億9,499万6,341円と見込んでいます。

最後に、第5条予算に計上いたしました継続費について説明いたします。

28ページをご覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費に送水管耐震化更新工事を令和4年度と5年度の2か年で計上しています。令和4年度事業では仮設管の布設工事を予定しており、事業費は5,552万7,000円、令和5年度は既設管撤去、新管の設置、仮設管の撤去を行う予定であり、事業費としては1億5,936万9,000円を予定しています。

財源は事業費の3分の1に国庫補助金として県を經由して交付される補助金を充て、残りについては過年度損益勘定留保資金を充てることとしています。水道使用量が減少傾向にある反面、施設設備については改修更新の時期を迎えているとともに耐震化などの強靱化が求められるなど水道事業会計は厳しい運営が続いておりますが、老朽化した施設の更新などについては優先度を考慮し、また、令和4年度から具体的な末端給水事業統合協議がスタートすることなどを踏まえ、予定額を計上したところであります。引き続き、将来にわたり安心して安全な水を安定して供給できるよう事業実施に努めるとともに、末端給水事業及び用水事業統合の協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第24号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

保険福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第24号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算書をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を11億2,903万1,000円と定めるものです。前年度比で42万5,000円、0.04%の減です。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めるもの、第3条は、予算の流用について定めるものです。

予算書の歳入歳出事項別明細書に沿ってご説明いたします。

予算書の6ページ、歳入予算でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合わせ、対前年度比1.4%減の1億8,013万円を計上しました。保険税の現年度課税分と滞納繰越分の明細は説明欄のとおりです。国民健康保険税は、県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源として被保険者に負担していただく目的税です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納

付金分に分けられており、所得割、均等割、平等割の3方式により算定しています。

2款使用料及び手数料15万円は、保険税督促手数料です。

3款県支出金は、対前年度比0.3%減の8億4,466万2,000円を計上しました。県支出金のうち、1節普通交付金は、歳出の保険給付費のうち療養給付費、高額療養費、高額介護合算療養費に充当されるものです。

また、2節特別交付金は、医療費の適正化や財政安定化への取組に対する交付金や特定健診等の県負担金等で、前年度比8.8%減の1,786万8,000円を計上しています。減額となった主な要因は、税制改正による控除金額の見直しによるシステム改修費が完了したことによるものです。

4款繰入金は1項他会計繰入金と2項基金繰入金を合わせ、9,149万6,000円を計上しています。前年度と比べ8.1%の増です。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、前年度10.6%増の7,149万6,000円を計上しています。主な要因は、保険基盤安定繰入金の増額によるものです。

8ページをご覧ください。

2項基金繰入金は、税負担の抑制等に資するため2,000万円を財政調整基金から繰り入れるものです。

5款繰越金の1,156万8,000円は、前年度からの繰越金です。

6款諸収入は、1項延滞金加算金及び過料の見込額の5万1,000円と、2項雑入の一般被保険者第三者納付金や特定健康診査料などの見込額97万4,000円を計上しています。

10ページ、歳出予算でございます。

1款総務費は、1項総務管理費から3項運営協議会費の合計で1,871万7,000円を計上しました。前年度と比較して12.6%、210万円の増です。

1項総務管理費1,587万4,000円は、職員人件費や国保事務に係る経費を計上しています。前年度と比較して、301万2,000円の増額は人事異動によるものです。

2項徴収費は277万3,000円、前年度と比較して91万2,000円の減は、税制改正による控除金額の変更に伴う電算システム改修が完了したことによるものです。

3項運営協議会費は、運営協議会委員の報酬を計上しています。

12ページからの2款保険給付費は、1項療養諸費、2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児一時金、14ページ、5項葬祭諸費でございます。

2款保険給付費合計で8億2,905万5,000円、対前年度比0.1%の減となりました。減額の主

な要因は、一般被保険者療養費の減額によるものです。

14ページ中段の3款国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療費、後期高齢者支援金及び介護納付金の見込みを基に、県が各市町村の医療費や所得水準、また、被保険者数等を基に納付額を示すものです。医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計で2億5,743万7,000円、前年度と比較して1%の減となりました。令和4年度の県全体の1人当たりの医療費は増加傾向ではありますが、診療報酬の改定により、医療費の総額は減少するものと推計し、市町村からの納付金額が減額となりました。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金の1,000円は、退職者医療制度の経過措置に関する事務を行う国保連合会への拠出金です。

5款保健事業費は、下段の1項保健事業費と16ページの2項特定健康診査等事業費の合計で2,121万9,000円、前年度と比べ4.7%の増となりました。

1項保健事業費は、短期人間ドックの助成金です。昨年度と同額となっております。

2項特定健康診査等事業費は、前年度と比べ94万7,000円増額の1,681万9,000円を計上しています。特定健康診査ですが、保健センターで実施する集団健診の特定健康診査を、新型コロナ感染症拡大防止の観点から、受診者を分散できるようにかかりつけ医等の医療機関でも受診できる個別健診が増加することと見込み、増額となっております。

6款基金積立金は、科目設定の1,000円です。

7款諸支出金は、過年度の保険税還付金及び還付加算金として160万1,000円を計上しました。

8款予備費は、100万円です。

説明は以上でございます。

なお、本予算につきましては、2月17日開催の第2回国保運営協議会にてご承認いただいておりますことをご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第12、議案第25号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第25号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しています。保険料率は千葉県内均一であり、2年ごとに見直しが行われています。

予算概要の3ページをご覧ください。

令和4年度は、保険料率の見直しの年度にあたりますが、料率については令和3年度と同様で賦課限度額のみ2万円の引上げとなります。

予算書をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を1億7,995万3,000円と定めるものです。前年度と比較すると、842万6,000円の増となりました。増額の要因は保険料の増加を見込んだことによるものです。

歳入予算についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料は1億4,455万6,000円を計上し、前年度比較890万7,000円の増です。被保険者の増加によるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険料督促手数料は前年度と同額の9,000円を計上しました。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事務費繰入金は、後期高齢者医療に係る事務費42万3,000円を一般会計から繰り入れるものです。

2 目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を公費で補填するもので、前年度比37万2,000円減の3,445万2,000円を計上しました。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目前年度繰越金1,000円は科目設定です。

5 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金1,000円は科目設定です。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金50万円、2 目還付加算金1万円は前年度と同額です。

3 項雑入、1 目雑入、1,000円は科目設定です。

歳出でございます。

8 ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は前年同額の15万2,000円を計上しました。後期高齢者医療保険に係る事務費・消耗品や郵便料等です。

2 項徴収費、1 目徴収費は27万1,000円で、前年度比10万9,000円の減です。徴収事務に係る経費を計上しております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金は1億7,901万円で、前年度比853万5,000円の増です。県内各市町村の保険料の収入見込額などに基づき、後期高齢者医療広域連合が決定いたします。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金の50万円は、前年度と同額です。2 目還付加算金、1 万円についても前年度と同額です。

2 項諸支出金、1 目一般会計繰出金1万円は、前年度分の督促手数料について一般会計に繰り出し、精算をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第13、議案第26号 令和4年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第26号 令和4年度御宿町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和4年度は、第8期介護保険事業計画の2年目となります。予算編成は高齢者人口の伸びやサービス利用の状況を勘案し、介護保険事業計画上の見込量の推計値を踏まえ、保険給付費等を見込みました。

町の介護保険に関する令和3年12月末の数値は、65歳以上の人口が3,635人、高齢化率は50.5%となっています。認定率は14.5%、認定を受けた方のうち、実際にサービスを利用している方は82.3%です。

予算書1ページをご覧ください。

第1条ですが、予算の総額を10億6,854万7,000円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べまして2,045万9,000円、1.9%の減となりました。

次に、2条及び3条でございますが、一時借入金の限度額並びに予算の流用について定めるものでございます。

事項別明細書によりご説明いたします。

予算書の6ページ、歳入予算でございます。

1款介護保険料の2億1,986万9,000円は、前年度比7万4,000円の減でございます。減額の主な要因は、1号被保険者の減少によるものです。介護保険料は、第8期介護保険事業計画期

間中の令和3年度から令和5年度までは同率の保険料率となっております。全体の35%を占める第1段階から第3段階までは、公費を投入した減額措置がございます。

2款使用料及び手数料は前年度と同額の1万2,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金の1億7,396万2,000円は、前年度比345万円の減で、保険給付費に対する法定負担分です。保険給付費の減に伴い、国の法定負担分が減となったものです。

2項国庫補助金は、1目の財政調整交付金から5目の保険者努力支援交付金まで合計6,633万円を計上し、前年度と比べ588万4,000円の減でございます。

2目、3目の地域支援事業交付金の998万1,000円は、前年度比54万7,000円の減でございます。要支援の方に対する訪問通所サービスに係る事業や介護予防事業、包括支援センターの事業として、総合相談支援、権利擁護、家族介護支援のための家族介護用品給付券支給などに対する国の法定負担分を計上しております。地域支援事業費の減に伴い、国の法定負担分が減となったものです。

4款支払基金交付金は、第2号被保険者の40歳から64歳までの方の保険料分で、保険給付費や介護予防・日常生活支援総合事業に対し、27%の割合で社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金の2億7,405万2,000円は、前年度と比較し471万3,000円の減、2目地域支援事業支援交付金の359万円は、前年度比61万6,000円の減でございます。保険給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の減に伴い法定負担分が減となったものです。

5款県支出金、1項県負担金1億5,591万5,000円は、前年度比222万3,000円の減でございます。保険給付費に対する法定負担分で、保険給付費の減に伴い法定負担分が減となったものです。

2項県補助金は、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び8ページ、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）の合計で499万1,000円を計上しました。前年度比27万3,000円の減です。総合事業や包括的支援事業に対する県の交付金で、事業に伴い法定負担分が減となったものです。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費等繰入金から、5目その他一般会計繰入金までの1億6,951万7,000円は、前年度比319万8,000円の減でございます。保険給付費や地域支援事業費に係る繰入金は事業予算の減に伴い減額、その他一般会計繰入金は、昨年度実施し

た介護保険制度改正に伴うシステム改修費の減に伴い減額となりました。

なお、保険料軽減分の一般会計からの繰入金は1,504万4,000円で、このうち国が2分の1、県が4分の1負担することとされており、一般会計の歳入となります。

7款繰越金、1項繰越金は、社会保険庁から確定通知を受けて還付する保険料見込額29万円です。

8款諸収入、1項雑入は1目第三者納付金、2目雑入は科目設定、2項受託事業収入は認定調査等を受託した場合の事業収入として1万6,000円を計上しました。

3項延滞金、加算金及び過料は科目設定でございます。

続きまして10ページ、歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費の1,267万9,000円は前年度比59万4,000円の減で、介護保険制度改正に伴うシステム改修費が減額したことによるものです。

2項徴収費62万1,000円は前年度比39万4,000円の増で、コンビニエンス収納導入に伴う印刷製本費及び手数料の増額によるものです。

10ページから12ページの3項介護認定審査会費、1目認定調査等費及び2目介護認定審査会共同設置負担金は916万2,000円を計上し、前年度比54万7,000円の減です。会計年度任用職員の勤務形態変更により、報酬や手当などが減額したことによるものです。

4項運営協議会費は前年度と同額の5万3,000円を計上しました。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、1目の介護サービス等諸費及び2目の介護予防サービス等諸費を合わせまして9億5,007万1,000円を計上し、前年度比1,771万4,000円の減です。予算計上にあたっては介護保険事業計画に基づき、サービス利用状況、サービスの利用回数や高齢者人口の伸び等を勘案し保険給付費を見込みました。居宅系サービス費は前年度より2,102万3,000円減、施設サービスは前年度より330万9,000円増です。

2項その他諸費の60万円は前年度比4,000円の減で、千葉県国民健康保険団体連合会に委託する介護給付費の審査件数の減少を見込み、減額いたしました。

3項高額介護サービス等費は、2,307万4,000円を計上し、前年度比5万2,000円の減でございます。介護サービスの自己負担額が一定額を超過した分について支給するものです。

12ページの終わりから14ページの4項高額医療合算介護サービス等費の286万5,000円は、前年度比3万円の増でございます。医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超過した分について支給するものです。制度改正による該当者の減を見込み、減額するものです。

5項特定入所者介護サービス費等費の3,840万円は、前年度比28万7,000円の増でございます。

食費や居住費の限度額を超過した分について給付するもので、該当者の増加を見込み、増額をするものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は567万5,000円を計上し、前年度比306万7,000円の減額です。介護予防事業の充実に努めたことで当初の見込みよりも利用者が抑えられているほか、見守り訪問事業や社会参加型通所事業を利用する方が増えたことにより、減額となりました。

2項一般介護予防事業費は760万7,000円を計上しました。介護予防に係る職員人件費のほか、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じ籠もり予防などにより、要介護状態となることを予防し現状の生活維持を目的とする事業で、前年度比79万5,000円の増となりました。コロナ禍で実施できなかった身体測定等を再開するほか、参加者の増加に伴い、見守り体制を強化するための事業費が増となっております。

16ページ、3項包括的支援事業・任意事業は1,733万4,000円を計上し、前年度比5万円の増でございます。包括的支援事業・任意事業費は、包括支援センターが行う事業に関する経費を計上しています。包括支援センター職員2名分の人件費をはじめ、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護給付費適正化事業、家族介護支援のための家族介護用品給付券支給事業や家族介護慰労金支給事業、成年後見制度利用の支援事業に係る経費のほか、生活支援の担い手となる人材育成のための介護に関する入門的研修等に関する経費を計上しています。

18ページ、4項その他諸費1万5,000円は、前年度比9,000円の減です。保険給付費の2項その他諸費と同様、審査支払い事務を千葉県国民健康保険団体連合会に委託しており、総合事業における要支援の方の訪問介護と通所介護相当のサービスの利用件数に応じて手数料を支払うものです。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、1目の第1号被保険者保険料還付金及び2目の第1号被保険者還付加算金で、29万1,000円を計上しました。

5款予備費、1項予備費は前年度同額の10万円です。

以上、歳入歳出それぞれ10億6,854万7,000円とするものです。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長(土井茂夫君) 日程第14、議案第27号 令和4年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) それでは、議案第27号 令和4年度御宿町一般会計予算についてご説明申し上げます。

令和4年度の予算編成におきましては、長期化する新型コロナウイルス感染症の課題に対し細やかに対応しつつ、ウィズコロナ、ポストコロナ時代を見据え、最終年度となる後期基本計画や地域再生計画を踏まえ、喫緊の課題である公共施設の老朽化に伴う大規模改修や更新に向けた対応を図ることといたしました。

また、予算の配分にあたっては財源の確保に努めるとともに、事業費の精査を重ね経費節減を徹底し将来財政負担を勘案しながら、住民生活への影響度や緊急度を見極め、限られた財源を真に必要な事業に重点配分いたしました。

令和4年度一般会計当初予算の規模は36億3,800万円となり、前年度と比べて1,500万円の減、割合にいたしまして0.4%の減額となりました。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は歳入歳出予算の総額を36億3,800万円と定めるものです。

第2条は債務負担行為に関する規定です。

予算書の6ページ、第2表に債務負担行為を行う事項、期間及び限度額を示しております。

第3条は地方債に関する規定でございます。

予算書の6ページ、第3表に令和4年度に起こす予定の地方債の目的、限度額などを示しております。

第4条は一時借入金に関する規定で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を定めるものです。

第5条は歳出予算の流用に関する規定で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定による各項の金額を流用できる場合について定めるものです。

それでは、歳入予算の各項ごとの内容につきまして、説明資料として添付しました一般会計予算の概要に基づきご説明いたします。

初めに、予算概要の45ページをご覧ください。

1款町税は8億5,482万円を見込みました。長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、町税収入の大幅な回復が見込めないものの、令和3年度に実施した新型コロナウイルス感染症対策としての事業用家屋や償却資産の特例措置が終了したことによる固定資産税の増額を見込み、前年度と比べ2,304万6,000円の増、2.8%の増額となりました。

2款地方譲与税から10款地方特例交付金及び12款交通安全対策特別交付金は、合計で2億3,810万1,000円を見込みました。国の示す地方財政計画並びに県の推計値などを勘案して、所要額を計上いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による減少を見込んだ前年度と比べ2,460万7,000円の増、11.5%の増額となりました。

11款地方交付税は総額で14億2,284万8,000円を見込みました。普通交付税については地方財政計画や県の試算値を参考に、町税をはじめとした収入変動、地方債償還費の交付税措置額、令和4年度までの地方デジタル社会推進費による影響等を踏まえて算定し、前年度と比べ1億2,080万4,000円の増、9.6%の増額となりました。

震災復興特別交付税を含めた特別交付税については、人工透析に係る対象額の減少による影響等を踏まえ、4,604万4,000円を見込みました。前年度と比べ96万8,000円の減、2.1%の減額となりました。

13款分担金及び負担金は2億1,713万6,000円を見込み、前年度と比べ184万8,000円の減、0.8%の減額となりました。清掃センターの管理運営事業に係るいすみ市負担金の減額が主な要因です。

14款使用料及び手数料は6,246万7,000円を見込み、前年度と比べ393万5,000円の減、5.9%

の減額となりました。こども園使用料や、ごみ収集手数料において減少が見込まれることが減額の主な要因です。

15款国庫支出金は2億4,442万7,000円を見込みました。主に、社会保障関係経費に係る国庫負担金や土木工事に係る道路メンテナンス事業費補助金を計上しておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補助金等の皆増により、前年度と比べ1,083万円の増、4.6%の増額となりました。

16款県支出金は2億507万4,000円を見込みました。主に、社会保障関係経費に係る県負担金、重度障害者医療や子ども医療、鳥獣被害防止対策等に係る県補助金、県民税取扱事務や選挙事務に係る県委託金などを計上しておりますが、飼料生産拡大整備支援事業に係る補助金の増加により、前年度と比べ660万2,000円の増、3.3%の増額となりました。

17款財産収入は1,996万7,000円を見込みました。主に、町有地や光ファイバー網の貸付収入を計上しておりますが、前年度と比べ112万3,000円の減、5.3%の減額となりました。

18款寄附金は4,000万円を見込みました。活力あるふるさとづくり基金寄附金の令和3年度の決算見込みを勘案し、前年度と同額を計上しています。

19款繰入金金は6,654万8,000円を見込み、前年度と比べ7,617万8,000円の減、53.4%の減額となりました。前年度において、防災行政無線施設設備基金の繰入れが計上されていたことが減額の主な要因です。

20款繰越金は令和3年度の決算収支見込額を踏まえ、1億円を計上いたしました。

21款諸収入は8,371万1,000円を見込みました。こども園在籍園児の減少による給食費の減額や長引くコロナ禍の影響を踏まえ、駅前駐車場の利益還元金や観光施設の売店売上げ等の減少を見込み、前年度と比べ53万7,000円の減、0.6%の減額となりました。

22款町債は8,290万円を見込み、前年度と比べ1億1,630万円の減、58.4%の減額となりました。なお、地方債の詳細につきましては、後ほど第2表地方債でご説明させていただきます。

23款自動車取得税交付金は令和元年9月末で撤廃されましたが、滞納繰越分の収入があった際に対応するため、科目設定として1,000円を計上しています。

以上、歳入予算の合計は36億3,800万円でございます。

次に、歳出予算をご説明いたします。

歳出予算につきましては、目的別に新規事業や重点事業を中心にご説明いたします。

予算書は30ページから、合わせて予算概要の47ページもご覧ください。

1款議会費は6,449万4,000円を計上し、前年度と比べ560万3,000円、8.0%の減額となりま

した。議会活動経費、議会だよりの発行経費等を計上していますが、議員の欠員等により減額となりました。

2款総務費は7億1,962万円を計上し、前年度と比べ7,746万1,000円の減、9.7%の減額となりました。全体の19.8%を占めています。

1項総務管理費は5億8,274万2,000円を計上いたしました。主な内容は庁舎管理経費をはじめとする事務管理経費のほか、電算機器の使用料、広報誌の発行、地方創生事業、町有財産の管理、行政区運営費補助や各種防災対策経費、選挙関連経費などです。

1目一般管理費は3億7,048万3,000円で、前年度と比べ2,048万6,000円の減額となりました。総務関係人件費をはじめ、電算管理事務費や会計管理及び財務管理費等について計上しています。職員採用をより幅広く効果的に行うための広告料や会計事務の効率化と安全性を確保するため、L G W A N振込・口座振替データシステム導入費を新たに計上しています。

36ページをご覧ください。

3目財産管理費は4,945万4,000円で、前年度と比べ1,459万2,000円の減額となりました。町有財産や庁舎、公用車の管理費等について計上しています。公共施設個別計画の策定や町有地樹木伐採委託の減少が減額の主な要因です。

38ページをご覧ください。

4目企画費は9,342万2,000円で、前年度と比べ1,283万円の増額となりました。移住定住や地域コミュニティの活性につながる経費、ふるさと寄附受付事務事業や地方創生推進事業、地域おこし協力隊関係の経費等を計上しています。国・県の補助金を活用したU I Jターンによる起業・就業者創出事業補助金のほか、町独自の定住化促進空き家家財等処分補助金、テレワーク移住者や企業移転等に対する支援金を計上し、移住定住の促進に努めます。

44ページをご覧ください。

6目防災諸費は947万1,000円で、前年度と比べ604万7,000円の減額となりました。土砂災害ハザードマップ作成委託の減少が減額の主な要因です。

46ページをご覧ください。

7目活力あるふるさとづくり基金積立金は決算見込みを勘案し、ふるさと寄附金の収入を4,000万円と見込み、同額を基金に積み立てます。

2項徴税費は6,046万6,000円で、前年度と比べ147万7,000円の減額となりました。町税の賦課徴収に係る経費を計上しています。コンビニ納付の開始に伴いコンビニ収納サービス手数料を新たに計上し、非接触や納税者の利便性を向上させ収納率の増加につなげることで、税負担

の公平と的確な財源確保に努めます。

48ページをご覧ください。

3項戸籍住民台帳費は4,552万2,000円で、前年度と比べ344万7,000円の増額となりました。戸籍や住民基本台帳関係事務、個人番号制度関係事務などのほか、新たにマイナポイント事務事業を円滑に行うための経費を計上しています。

54ページをご覧ください。

3款民生費は9億9,493万4,000円を計上し、前年度と比べ1,352万2,000円の増、1.4%の増額となりました。全体の27.3%を占めています。

1項社会福祉費は7億9,134万9,000円を計上いたしました。主な内容は国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療など各特別会計への繰出金のほか、老人福祉、障害者福祉に係る扶助費等でございます。

58ページをご覧ください。

3目心身障害者福祉費は2億6,943万7,000円で、前年度と比べ1,544万1,000円の増額となりました。障害者自立支援給付事業費が年々増加しております。

60ページをご覧ください。

2項児童福祉費は2億358万5,000円を計上いたしました。主な内容は、こども園及び児童館、放課後児童クラブの運営に係る経費のほか、児童手当に係る経費などでございます。こども園運営事業では、給食室下屋設置工事及び舗装工事を行い、安全な教育環境の整備に努めます。

64ページをご覧ください。

4目児童福祉施設費の備品購入費に710万2,000円を計上いたしました。御宿児童館運営事業及び児童遊園施設整備事業において、活力あるふるさとづくり基金積立金を活用し、コロナ禍での密を避けた遊び場の提供や健康増進を図るため、屋外遊具や健康器具の設置に係る予算を新たに計上しています。

66ページをご覧ください。

4款衛生費は6億3,172万4,000円を計上し、前年度と比べ4,907万4,000円の増、8.4%の増額となりました。全体の17.4%を占めています。

1項保健衛生費は2億2,799万6,000円を計上いたしました。主な内容は町民の健康管理促進に資する各種健診事業、感染症予防や子ども医療費に係る経費のほか、新設された全町公園課の環境整備美化に係る経費などです。

68ページをご覧ください。

2目予防費は7,859万6,000円を計上し、前年度と比べ3,341万8,000円の増額となりました。新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増に加え、母子保健事業では新たに身体的・精神的負担の大きい不妊治療を受ける方に対し治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、予防接種事業では、国の方針として子宮頸がん予防接種の推奨が令和4年度に再開されることから、対象となる高校生以上の女性に対する接種体制を整え、予防の徹底に努めます。

72ページをご覧ください。

3目環境衛生費は8,571万9,000円を計上し、前年度と比べ1,008万1,000円の増額となりました。環境整備に係る人件費や河川の環境保全、火葬業務委託や公衆トイレ等維持管理事業等を計上しています。全町公園課の新設に伴い産業観光課事業の一部を統合し、景観美化推進事業として椰子の剪定や花壇の補修、街路灯設備の維持に係る経費等を計上し、景観美化の強化に取り組みます。

76ページをご覧ください。

2項清掃費は3億9,872万8,000円を計上し、前年度と比べ1,890万7,000円の増額となりました。主な内容は清掃センターの運営経費や小型合併浄化槽設置事業、夷隅環境衛生組合への負担金です。

2目じん芥処理費は3億6,127万3,000円を計上し、前年度と比べ2,334万5,000円の増額となりました。主な内容はごみの収集や焼却等に要する経費で、清掃センターの維持と安全稼働のための施設補修費として1億45万2,000円を計上しています。

80ページをご覧ください。

5款農林水産業費は8,314万7,000円を計上し、前年度と比べ1,227万5,000円の増、17.3%の増額となりました。全体の2.3%を占めています。

1項農業費は7,439万9,000円を計上し、前年度と比べ1,140万7,000円の増額となりました。主な内容は農業委員会の経費や有害鳥獣からの被害対策、各種農業振興関係団体助成金などでございます。

3目農業振興費は2,513万5,000円を計上し、前年度と比べ207万9,000円の増額となりました。農業次世代人材投資資金交付金や特産品開発における地域おこし協力隊の経費などが増額の主な要因です。

84ページをご覧ください。

4目畜産振興費は1,143万円を計上しました。令和3年度中に4名の農業者から、県の補助金を活用し飼料作物の効率的な生産を図るため、新たに飼料用生産拡大整備支援事業補助金

1,142万3,000円を計上しております。

86ページをご覧ください。

6款商工費は1億2,166万5,000円を計上し、前年度と比べ873万4,000円の増、7.7%の増額となりました。全体の3.3%を占めています。

2目商工振興費は485万6,000円を計上しました。町内就業者家賃支援や新型コロナウイルス感染症の影響による緊急対策としての中小企業振興利子補給金などに加え、新たに空き店舗や空き家を活用した起業を促進するための起業創業等支援金30万円を計上しています。

88ページをご覧ください。

3目観光費は6,829万6,000円を計上し、前年度と比べ1,005万5,000円の増額となりました。長引く新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光客の誘客促進業務委託費852万5,000円を計上したほか、中央案内所脇に設置してある倉庫解体工事費91万3,000円及び備品購入費28万円を計上し、施設の安全確保に努めます。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した新生活様式での安全・安心・快適な海水浴場の開設に向け、海水浴場の安全対策費や監視員の確保に係る施設借上料などを計上いたしました。

90ページをご覧ください。

4目月の沙漠記念館管理運営費は1,235万1,000円を計上いたしました。主な内容は入館者数の増加や童謡月の沙漠の継承に向けた小イベント・企画展の開催に伴う経費などでございます。

92ページをご覧ください。

5目町営プール管理運営費は2,768万9,000円を計上いたしました。住民や観光客が安心して来園できるよう新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、スライダーや、ろ過機等の修繕費など、適正な施設運営管理に必要な経費を計上しております。

7款土木費は1億5,035万7,000円を計上し、前年度と比べ4,476万5,000円の減、22.9%の減額となりました。全体の4.1%を占めています。

94ページをご覧ください。

2項道路橋梁費は9,979万5,000円を計上し、前年度と比べ3,777万5,000円の減額となりました。令和3年度に計上しました橋梁補修設計業務委託や天神橋補修工事、小納戸隧道トンネル補修工事の終了による9,142万6,000円の減少が減額の主な要因です。

1目道路維持費は1,345万4,000円を計上しました。各行政区の意見・要望を踏まえ、道路保護工事に要する経費について計上しています。優先度を考慮しながら順次修繕を行い、適切な管理に努めます。

2目道路新設改良費は8,634万1,000円を計上いたしました。橋梁長寿命化修繕計画策定委託に530万円、瀬張川橋及び57号橋の橋梁補修設計委託として960万円、久保橋及び久保橋側道橋の橋梁補修工事として4,800万円、その他、生活関連道路の排水路整備や舗装改良等に要する工事費を計上しています。

96ページをご覧ください。

4項都市計画費は1,048万9,000円で、耐震改修工事費補助金など都市計画行政に係る経費を計上しています。埋立て地を対象に第2次スクーリング計画を策定し、大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策を検討するため、大規模盛土造成地調査計画策定業務委託634万7,000円を計上したほか、新たにブロック塀撤去費補助金制度を設け安全対策を図っていきます。

8款消防費は2億789万1,000円を計上し、前年度と比べ1,634万2,000円の減、7.3%の減額となりました。全体の5.7%を占めています。

1項消防費、1目常備消防費は、広域消防への負担金1億8,170万5,000円を計上しています。

2目非常備消防費は2,618万5,000円で、主に町消防団の活動経費や消防施設の維持管理に要する経費を計上しています。

98ページをご覧ください。

9款教育費は2億9,536万4,000円を計上し、前年度と比べ3,207万6,000円の増、12.2%の増額となりました。全体の8.1%を占めています。

1項教育総務費は7,508万3,000円を計上し、前年度と比べ402万円の減額となりました。教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費、町独自の各種助成事業を計上しています。

102ページの2項小学校費は4,529万7,000円、106ページの3項中学校費は1,983万9,000円で、小中学校の運営経費や教育振興経費をそれぞれ計上しています。コロナ禍における学習環境整備として、クラウド化の拡大など新生活様式に適応した学習環境の向上に努める予算を計上しております。

108ページをご覧ください。

4項社会教育費は7,912万4,000円を計上し、前年度と比べ3,353万円の増額となりました。主な内容は公民館運営費や資料館費、文化財保護費等、社会教育全般に係る経費などです。

110ページをご覧ください。

2目公民館費は5,504万円を計上し、前年度と比べ3,890万3,000円の増額となりました。公民館の長寿命化を図るため、屋上防水改修工事に係る経費3,880万8,000円を計上しています。

114ページをご覧ください。

5項保健体育費は7,602万1,000円を計上し、前年度と比べ321万8,000円の減額となりました。主な内容は体育施設運営経費や学校給食費に係る経費などです。

120ページの10款災害復旧費は科目設定として1,000円を計上しております。

11款公債費は3億6,580万3,000円を計上し、前年度と比較し1,349万円、3.8%の増となりました。全体の10.1%を占めています。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を36億3,800万円とするものです。

なお、令和4年度予算に係る主要事業等につきましては、予算概要の19ページから44ページに記載してございます。

次に、第2条の債務負担行為のご説明をいたします。

予算書の6ページ上段の表をご覧ください。

土地評価基礎資料作成及び市街地宅地評価業務委託については、固定資産税の課税に要する基礎資料策定委託でございます。期間は令和4年度から令和6年度までの3年間で、限度額は1,687万7,000円です。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託は、令和6年度を開始年度とする第9期事業計画の策定支援業務委託です。期間は令和4年度から令和5年度までの2年間で、限度額は551万1,000円です。

続いて、第3条の地方債についてご説明いたします。

6ページ下段の表をご覧ください。

地方債は限度額合計8,290万円を計画し、借入れする際の利率を3.0%以内とするものです。地方債の内訳でございますが、中山間地域総合整備事業は平成21年度から実施している中山間地域総合整備事業の町負担分に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

道路橋梁整備事業は、久保橋の補修工事、久保橋側道橋補修工事、瀬張川補修設計業務委託及び57号橋補修設計業務委託、天神橋定期点検業務委託、橋梁長寿命化修繕計画更新業務委託に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

河川維持管理事業は、普通河川清水川護岸整備工事に充てるもので、緊急自然災害防止対策事業債を予定し、充当率は100%、交付税措置は70%です。

臨時財政対策債は、普通交付税からの一部振替措置であり、償還にあたっては後年度の普通

交付税にて発行可能額の100%について財政措置があるものでございます。令和4年度は、国の財源不足が解消し発行が抑制される計画となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上、ご苦労さまでした。

本日は議案第27号 令和4年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、採決につきましては、3月17日に行います。

◎散会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

17日は午前10時から会議を開きますのでご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時44分）